

第 19 回目は、前回に引き続き、国民年金法の免除に関する内容を解説していきます。

今回は、③の「老齢基礎年金の額」（法 27 条）、④の「国庫負担の給付費の割合」を確認していきます。

No.	条文	項目	内容
①	保険料免除期間	保険料免除期間 法 5 条 2 項	老齢基礎年金の支給要件としての保険料免除期間
②	法定免除・申請免除	法定免除、申請免除 法 89 条、90 条	保険料の免除に関する要件
③	老齢基礎年金の額	年金額への割合 法 27 条	年金額に反映する割合
④	給付費の割合	給付費の割合 法 85 条	免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の国庫負担の割合

まずは③の法 27 条の条文から確認します。

【条文】

老齢基礎年金の額は 780,900 円 に改定率を乗じて得た額とする。

ただし、保険料納付済期間の月数が 480 に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（480 を限度とする。）を 480 で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数処理）…その額に 50 円未満 の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満 の端数が生じたときは、これを 100 円 に切り上げるものとする。

老齢基礎年金は、40 年間加入し、そのすべてが保険料納付済期間である場合には満額の基礎年金が支給されます。（780,900 円 × 改定率）

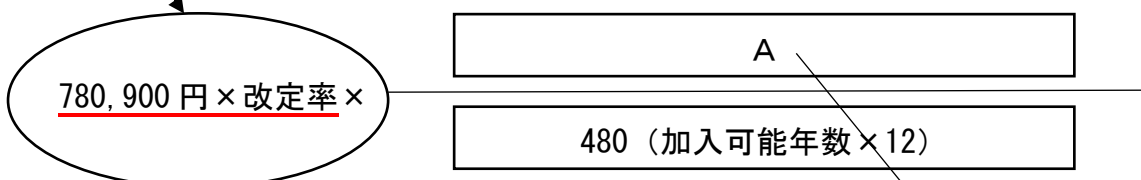
ただし、40年間の期間中に保険料納付済期間以外の期間がある場合
 ⇒その期間に関しては、**減額**あるいは**全く年金額に反映されません**。

期間	年金額への反映
保険料納付済期間	100%年金額に反映
保険料未納期間	年金額にはすべて反映しない
合算対象期間	
保険料免除期間	法定免除・申請免除 ⇒減額 学生納付特例及び保険料納付猶予 ⇒年金額には、反映しない (合算対象期間と同じ扱い)
保険料猶予期間	

↓
 保険料を**追納**すれば、年金額に反映

法 27 条の条文に戻ります。

(原則) 780,900円 × 改定率 (例外) …ただし書き以降



平成 21 年 4 月以後…国庫負担の割合が **2分の1**
 (平成 21 年 3 月までの国庫負担の割合は 3分の1)

保険料免除の種類		保険料の免除割合	(A) (平成 21 年 4 月以後の期間)
法定	法定免除	100%	保険料免除期間の月数 × 1/2
申請	全額免除	100%	保険料免除期間の月数 × 1/2
	4分の3免除	75%	保険料免除期間の月数 × 5/8
	<u>半額免除</u>	<u>50%</u>	<u>保険料免除期間の月数 × 3/4</u>
	4分の1免除	25%	保険料免除期間の月数 × 7/8
	学生納付特例 保険料納付猶予	100%	年金額に反映しない

↓
 保険料を**追納**すれば、年金額に反映

国民年金法の中で、7/8 とか 4/7 とかの数字が出てきて、難解な場所ですが、本試験には出題されず。

順を追って解説していきます。

この分数が出てくる箇所は、2つあります。

1つは、上記の表（A）の免除期間をどのように評価（反映）するかの割合です。

（決果、老齢基礎年金の年金額に反映されます。）

例えば、半額免除期間であれば、半分の保険料を納付しているため 1/2 で評価（反映）しても良さそうですが、国庫分の拠出等を加味して、3/4にしています。

もう一つは、実際の老齢基礎年金の年金額に対する国庫負担の割合です。

①保険料免除期間の評価 ⇒ 老齢基礎年金の年金額に反映

②実際の老齢基礎年金の年金額に対する割合

①から見ていきます。（老齢基礎年金の満額を 80 万円として計算）

（×：保険料免除 ●：保険料支払済）

免除	費用		反映割合	年金額
	保険料	国庫負担		
<u>保険料 4 分の 1 免除</u>	×●●●	○○○○	7/8	80 万円 × 7/8 = 70 万円
半額免除	××●●	○○○○	6/8 (3/4)	80 万円 × 3/4 = 60 万円
<u>保険料 4 分の 3 免除</u>	×××●	○○○○	5/8	80 万円 × 5/8 = 50 万円
全額免除	××××	○○○○	1/2	80 万円 × 1/2 = 40 万円

全額保険料を支払	●●●●	○○○○	8/8 (1)	80 万円 × 1 = 80 万円
----------	------	------	---------	-------------------

例えば、保険料 4 分の 1 免除の場合、保険料の 4 分の 3 (×●●●)は支払っています。

（全体では、8 分の 3）

国庫は、費用の 2 分の 1 を負担するので、全体の 8 分の 4

つまり全体では、8 分の 7を年金額に反映することになります。

従って、80 万円 × 7/8 = 70 万円の老齢基礎年金が支給されることになります。

同じように、保険料 4 分の 3 免除の場合は、保険料の 4 分の 1 (×××●) を納付済み。
 国庫は、費用の 2 分の 1 を負担するので、全体の 8 分の 4
 つまり、全体では、8 分の 5の割合で、年金額を計算していきます。

問題を通して、確認していきます。

(平成 16 年 10D の問題を改題)

【問題】

第 1 号被保険者として保険料納付済期間 20 年、保険料全額免除期間 5 年、保険料半額免除期間が 5 年あった夫が死亡した場合の寡婦年金の年金額を算定する上で、保険料半額免除期間は保険料納付済期間の 4 分の 3 として評価される。

(要件) 第 1 号被保険者として、合計 30 年間

- ・ 保険料納付済期間：20 年間
- ・ 保険料全額免除期間：5 年間
- ・ 保険料半額免除期間：5 年間

設問は、保険料半額免除期間の場合の評価に関する内容になります。

(×：保険料免除 ●：保険料支払済)

免除	費用		反映割合	年金額
	保険料	国庫負担		
半額免除	××●●	○○○○	6/8 (3/4)	80 万円×3/4=60 万円

保険料を半分納付済み… (××●●) 全体では 8 分の 2

国庫負担…全体では 8 分の 4

つまり、両方足すと 8 分の 6 になり、答えは 4 分の 3 の評価ということで正解になります。

次に、②の実際に支給された老齢基礎年金の額に対する国庫負担の割合に進みます。

- | |
|------------------------------|
| ①保険料免除期間の評価 ⇒ 老齢基礎年金の年金額に反映 |
| ②実際に支給された老齢基礎年金の額に対する国庫負担の割合 |

例えば、保険料 4 分の 1 免除の場合、70 万円 (80 万円 × 7/8)
(理解しやすいように満額の年金額を 80 万円にしています。)

②に関しては、この 70 万円に対する国庫負担の割合になります。

同じように、半額免除の場合は、60 万円に対して、6 分の 4 ということになります。

(× : 保険料免除 ● : 保険料支払済)

免除	費用		年金額	年金額に対する国庫負担の割合
	保険料	国庫負担		
保険料 4 分の 1 免除	× ●●●●	○○○○○	70 万円	4/7
半額免除	××●●●	○○○○○	60 万円	4/6 (2/3)
保険料 4 分の 3 免除	×××●●	○○○○○	50 万円	4/5
全額免除	×××××	○○○○○	40 万円	4/4
全額保険料を支払う	●●●●●	○○○○○	80 万円	4/8 (1/2)

過去問を確認していきます。

▼過去問 (H19年 7D)

【問題】

保険料4分の1免除期間については、当該期間の月数（480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の8分の5に相当する月数が年金額に反映される。

8分の7にすれば正解

免除	費用		反映割合	年金額
	保険料	国庫負担		
保険料4分の1免除	×●●●	○○○○	7/8	80万円×7/8=70万円

▼過去問 (H21年 2E)

【問題】

いわゆる学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。

【解答】正解

保険料免除の種類		保険料の免除割合	(A) (平成21年4月以後の期間)
法定	法定免除	100%	保険料免除期間の月数×1/2
申請	全額免除	100%	保険料免除期間の月数×1/2
	4分の3免除	75%	保険料免除期間の月数×5/8
	半額免除	50%	保険料免除期間の月数×3/4
	4分の1免除	25%	保険料免除期間の月数×7/8
	<u>学生納付特例</u> 保険料納付猶予	100%	<u>年金額に反映しない</u>

保険料を追納すれば、年金額に反映

▼過去問 (H27年 10A)

【問題】

国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齢基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式。

（国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況）

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）…保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）…保険料全額免除期間（追納していない）

$$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 120 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$$

【誤り】

設問のポイントは、国庫負担の割合の改正（ $1/3 \Rightarrow 1/2$ ）に関する問題です。

～平成21年3月31日	平成21年4月1日～
3分の1	2分の1

平成21年3月までは、国庫負担が3分の1のために下記の計算式になります。

$$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 120 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$$

（正解） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$

平成12年4月～平成21年3月分の108月… $1/3$ で評価

平成21年4月～平成22年3月分の12月… $1/2$ で評価

▼過去問 (H27年 10B)

【問題】

国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齢基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式。

（国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況）

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）…保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）…保険料全額免除期間（追納していない）】

$$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 120 \text{月} \times 1/3) \div 480 \text{月}$$

【解答】誤り

（設問） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 120 \text{月} \times 1/3) \div 480 \text{月}$

（正解） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$

▼過去問 (H27年 10C)

【問題】

国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齢基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式。

（国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況）

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）…保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）…保険料全額免除期間（追納していない）】

$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/2 + 12 \text{月} \times 1/3) \div 480 \text{月}$

【解答】 誤り

（設問） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/2 + 12 \text{月} \times 1/3) \div 480 \text{月}$

（正解） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$

▼過去問 H27年 10D

【問題】

国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齢基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式。

（国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況）

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）…保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）…保険料全額免除期間（追納していない）】

$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 2/3) \div 480 \text{月}$

【解答】 誤り

（設問） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 2/3) \div 480 \text{月}$

（正解） $780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$

▼過去問 (H27年 10E)

【問題】

国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齢基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式。

（国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況）

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）…保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）…保険料全額免除期間（追納していない）】

$780,100 \text{円} \times (360 \text{月} + 108 \text{月} \times 1/3 + 12 \text{月} \times 1/2) \div 480 \text{月}$

【解答】 正解